

## 会派民主要望項目一覧

令和5年度9月補正

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 台風第7号に伴う被災者支援について</p> <p>①台風7号による被災について、仮復旧も含め、早急に生活再建、事業再建が可能となるよう迅速で十分な支援を行うこと。</p> <p>②今回の避難受け入れ体制について検証し、特に緊急を要する避難に関し、全県で安心できる一定レベルの避難が行えるように市町村を支援すること。</p> <p>③高台への避難に際し、鳥取砂丘駐車場など公営の駐車場に関しては無料開放するなど、避難しやすい環境作りを検討すること。</p>	<p>迅速な復旧と農業維持、地域経済再生を含めた復興対策の実施や市町が実施する復旧・復興対策の支援等を行うため、県庁内に「鳥取県令和5年台風第7号災害復旧・復興本部」を設置したほか、鳥取市と一体となった災害対応を行う「鳥取県令和5年台風第7号災害復旧・復興本部鳥取市佐治町現地事務所」を設置した。また、迅速な道路や河川の応急復旧等のための予算を8月18日に知事専決させていただくとともに、激甚災害の早期指定や公共土木・上下水道・農林業施設災害復旧の予算確保、観光業、農産物の風評被害対策への支援等について関係省庁に緊急要望を行った。</p> <p>今後も、被災地の一日も早い復旧・復興や中山間地域のコミュニティの維持・存続に向け、専決予算の早期執行や9月議会における本格的な復旧・復興に向けた補正予算の編成等を含め、政府や関係市町、関係団体とも連携しながら全庁を挙げてスピード感をもった対応に取り組んでいく。</p> <p>また、早期に市町村と防災対策研究会等を開き、避難情報の発出や避難所の確保など市町村の避難誘導のあり方の検証及び内水氾濫対策についての対応方策の検討を行うとともに、激甚化した災害被害（佐治川、国道482号沿いで広範囲かつ複数箇所で生じた一連の被害等）を踏まえ、専門家等で構成する今後の防災機能向上に向けた調査会を設置する。</p>
<p>2 県内の内水氾濫対策への支援について</p> <p>大雨・豪雨時に内水氾濫している地区について、地域住民の安全安心のために、地元市町村と連携して排水・防災対策に積極的に取り組むこと。</p>	<p>限られた時間の中で正確かつ効率的にマイナンバー情報総点検を完了させるため、業務を担う地方自治体の負担に鑑み、地方自治体に費用負担が生じないよう十分に配慮することも含め、必要な支援について、全国知事会を通じて要請を実施してきた。今後も引き続き国に要望していく。</p>
<p>3 マイナンバーカード誤登録について</p> <p>マイナンバーカードへの誤登録等の点検・修正作業について、必要な費用は全額国の負担とするよう政府に要望すること。</p>	<p>「物流の2024年問題」については、「物流の2024年問題に向けた官民連携緊急会議」を開催（6月30日）し、商工、農水産及び物流事業者から幅広く意見を伺った。今後、労働環境改善、ドライバー確保、物流の効率化等の個別具体的な課題についてホワイト物流推進WG（ワーキンググループ）やモーダルシフトWGにおいて、実務レベルで解決策について検討を進めていくとともに、更なる広報や啓発に向け、本年9月～10月に、県の主催により、荷主・運送事業者を対象としたホワイト物流やモーダルシフトに関するセミナーや意見交換を実施する。</p> <p>バス、タクシーについては、県では、二種免許取得費や採用に係る広報費など、交通事業者のドライバー確保に向けた取り組みに係る費用に対して支援を行うとともに、経営力強化のためのセミナー開催支援も行っている。引き続き、交通事業者の声を踏まえながら、必要な対策を講じていく。</p>
<p>4 交通・運輸事業者への支援について</p> <p>2024年問題でバス、タクシー、トラック等のドライバー不足が懸念される。若者や女性など人材を幅広く確保するため、啓発・広報に力を入れるとともに、待遇改善のための支援を検討すること。</p>	<p>「物流の2024年問題」については、「物流の2024年問題に向けた官民連携緊急会議」を開催（6月30日）し、商工、農水産及び物流事業者から幅広く意見を伺った。今後、労働環境改善、ドライバー確保、物流の効率化等の個別具体的な課題についてホワイト物流推進WG（ワーキンググループ）やモーダルシフトWGにおいて、実務レベルで解決策について検討を進めていくとともに、更なる広報や啓発に向け、本年9月～10月に、県の主催により、荷主・運送事業者を対象としたホワイト物流やモーダルシフトに関するセミナーや意見交換を実施する。</p> <p>バス、タクシーについては、県では、二種免許取得費や採用に係る広報費など、交通事業者のドライバー確保に向けた取り組みに係る費用に対して支援を行うとともに、経営力強化のためのセミナー開催支援も行っている。引き続き、交通事業者の声を踏まえながら、必要な対策を講じていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>5 地域公共交通の利用促進策について バス事業者の経営維持に限界があるため、県外往来・高速バスの需要喚起に資する情報発信を行うこと。また、「高速バス・貸切バスの県民割」などの新たな需要喚起策を検討すること。</p>	<p>県ではこれまで、コロナ禍における需要喚起策として貸切バス利用料の半額割引支援を行うなどの施策を行ってきたところである。事業者からは、高速バス・貸切バスともに順調に需要は回復しているものの、ドライバー不足等により十分に対応できていないとの声があることから、二種免許取得費や採用に係る広報費等の支援を行うなど、交通事業者と協力したドライバー確保対策に取り組んでいる。 今後も、需要喚起策を含め、交通事業者の声を聞きながら、必要な対策を講じていく。</p>
<p>6 鳥取県の「パートナーシップ制度」について 10月から運用開始される本県の「パートナーシップ制度」について、「事実婚」対応や行政サービスの提供など、当事者の立場に立ち、市町村が県と共通の認識のもと制度の運用ができるよう、市町村への意識啓発に力を入れること。</p>	<p>10月から運用を開始予定の「性の多様性を尊重しみんなが安心して暮らせる社会づくり制度」の具体化に当たっては、当事者や有識者等から構成する研究会において議論をいただき、当事者の声を丁寧に伺ったところである。 制度を運用していく上では市町村との緊密な連携が必須であると考えており、先般も市町村との間で本制度に対する協力依頼や意見交換を行う会議を行ったところである。当事者にとってよりよい制度となるよう、引き続き市町村に協力を依頼し、連携を図っていく。</p>
<p>7 投票率向上に向けた取り組みについて 利便性が高く頻繁に人の往来が見込める施設（百貨店やスーパー等の大型商業施設内、駅舎内等）等への期日前投票所や、移動投票所をさらに増設すること。 また、若者などが投票しやすいように電子投票制度の導入について調査研究するよう国に対し働きかけること。</p>	<p>期日前投票所や移動式期日前投票所の増設については、投票環境の向上につながるものであり、市町村選挙管理委員会に対して引き続き情報提供を行い、積極的な対応を働きかけていく。 また、県、市町村、専門家等を交えた研究会を発足し、投票率低下の現状・課題・要因を分析するとともに、県民の政治参加を促進するための方策を検討し、投票率の向上に向けた施策を進めていく。 電子投票については、現状では電子投票機の供給事業者がおらず実質的に導入が困難であるが、国において、タブレット端末等の汎用機の活用を念頭に見直しが行われているところであり、国の検討状況等を注視していく。 なお、国においては、現在、在外選挙に係るインターネット投票の実現に向けて検討を行っているところであるが、国内におけるインターネット投票については、選挙の公正確保などとの関係からなお議論が必要とされており、県としてはその検討状況等を注視していく。</p>
<p>8 介護事業所にかかる救急対応のマニュアルについて 高齢者の介護施設での救急搬送件数がコロナ前より大幅に増加しているため、通所サービス等介護事業所の救急対応について、手順ミス・事故防止の観点から、各地区の消防当局と連携して、施設の「救急対応マニュアル」作成や見直し、点検の徹底を呼び掛けること。</p>	<p>消防当局、介護施設等と意見交換を行い、救急搬送依頼をすべきケースやその際の適切な手順等も含めた具体的対応方法の整理を行った上で救急対応マニュアルを作成する等、介護事業所における適切な救急対応に向けた方策を検討する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>9 届出保育施設における不誠実事案について 米子市にある届出保育施設における不誠実事案については10年以上前から問題があり、働く人や保護者、また子どもへも不安や不信を与えている。出来るだけ速やかに課題を整理し、子どもの安心できる居場所としての健全化を図ること。</p>	<p>当該施設については令和5年1月に実施した指導監査において保育環境に問題があると認められたため、3月に文書指導を行い、4月に改善報告を受けた。その後も同様の情報提供があり、6月に米子市と立入調査を実施し、9月4日に職員の労働環境及び園児の保育環境について文書指導を行ったところである。今後、改善状況の報告を求め、指導内容を公表する予定であり、引き続き安心できる保育環境であることが確認できるまで調査を進めていく。</p>
<p>10 性犯罪被害の防止及び実態調査について 性犯罪に関する刑法改正がなされ、施行されている。 被害者にも加害者にもならない、つくらない社会を築くため、この中身について周知徹底を図ること。 また、就労現場や教育施設等（例：鍼灸マッサージ師が出張施術するホテルや旅館、特別支援学校など）における性犯罪被害の有無について、障がい者本人に対するアンケート等実態調査を行うこと。</p>	<p>性犯罪・性暴力の根絶のためには、それが個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であることについて、社会全体で認識を共有する必要がある。そして、「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であり、「悪いのは加害者である」「被害者は悪くない」ということや、誰もが加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう社会全体で取り組む必要があることから、本年7月13日の性犯罪に関する改正刑法施行を踏まえ、「若年層の性暴力被害予防月間」（毎年4月）や「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から25日）など各種機会を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で広報活動を展開し、啓発を推進する。 就労現場における性犯罪被害の有無等に関しては、まずは当事者団体に実態等を伺い、必要な対応を検討したい。 また、各特別支援学校においては、性犯罪被害を含め、児童生徒の心身の状態等や困り感を把握するため、「学校生活についてのアンケート」を毎年実施している。当該調査の結果や日頃の学校生活の様子を踏まえ、担任やスクールカウンセラー等がカウンセリングを行うなどにより、児童生徒が抱える問題の早期発見、早期解決に引き続き取り組んでいく。</p>
<p>11 県内に計画中の大型風力発電について 事業者サイドから一部の関係者へ説明があったが、地域にはまだまだ知らない人も多く、地元住民への説明が不十分である。 事業者として、住民への情報提供を適切に行い、説明責任が十分に果たされるよう、県としても住民のために何が出来るか考え、不安や不満に寄り添い納得できるよう積極的な取り組みを行うこと。</p>	<p>県では、風力発電施設の建設に当たっては、地元住民の理解を得ることが重要であると考えており、これまでも事業者に対して地元住民への十分な説明や誠意ある対応を求めており、鳥取西部風力発電事業に関しては、7月5日、事業者に対し、改めて丁寧かつ積極的に住民等への説明の機会を設け、相互理解の促進に努めるよう文書を手渡し要請したところ。 今後、地元住民から事業者の説明が不足している等の声があれば、関係町とも連携して、説明会開催に向けた事業者との橋渡しを行っていく。また、事業者に対して、ホームページ等で環境影響調査の実施状況の適宜公開など、より積極的な情報提供を行うよう働きかけを強めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>12 電気料金等価格高騰対策の継続について 特別高圧電力料金も含めた電気料金や燃油価格のさらなる高騰が、交通・運輸事業者等の県内中小企業の経営や県民の生活を圧迫している。政府に対し価格高騰対策の継続を要請するとともに、県として可能な支援策を継続実施すること。</p>	<p>物価高騰等の影響により、商工業や農林水産業などの幅広い事業者や生活困窮者等が引き続き厳しい状況に立たされていることを踏まえ、地方創生臨時交付金をはじめ国として機動的に所要の措置を確実に講じるとともに、情勢に応じ、柔軟で効果的な燃油や電気・ガス、原材料等の価格高騰抑制措置を継続し、全国一律の支援が必要な各種エネルギーの価格抑制対策については国の責任において実施するよう、全国知事会等とも連携し、国に対して働きかけていく。</p> <p>県としても、市町村と協調して最大で実質無利子化する中小企業の資金繰り支援（地域経済変動対策資金（エネルギー・原材料価格高騰対策枠））を12月末まで実施しているところであるが、状況を注視しながら、必要な対応を検討していく。</p> <p>また、物価高騰が継続していることから、生活困窮者の当面の生活を維持するため、国の交付金を活用し、市町村と協調した生活困窮世帯に対する光熱費助成事業を令和5年度当初予算及び6月補正予算で措置しているが、今後の対応については、国の追加支援策の動向を注視した上で検討していく。</p>
<p>13 特別高圧受電者（全て）に対する支援について 6月定例会にて特別高圧契約利用事業者等を支援する補正予算が承認されたが、大企業は除かれ補助対象事業者になっていない。 企業規模を問わず、県下の民間企業すべてに支援すること。</p>	<p>今回の県の特別高圧電力高騰対策は、国の交付金を原資として中小企業向けに制度設計したものであるが、電気代等のエネルギー価格の高騰に対する対策は、本来国が一元的に行うべきものであり、今後の状況を踏まえながら必要に応じて国に対して実施を求めていく。なお、エネルギー高騰関係等について、知事会とも連携して、政府に追加の対策を働きかけていく。</p>
<p>14 バリューチェーンにおける付加価値の適正循環に向けた適正取引の推進について 材料費高騰や人件費上昇分を価格適正化できる環境整備は喫緊の課題である。本県の「パートナーシップ構築宣言」登録企業数は増えてきているが、県全体の企業数から見るとまだ少ない状況にあることから、同構築宣言のさらなる浸透と、中小・小規模事業者が安心して事業運営できる環境整備に、さらに取り組むこと。</p>	<p>物価上昇分を取引価格に適正に反映できる環境を整え、経済の好循環の実現に向けた機運醸成を図るため、5月18日に県内の産労金官の関係機関13機関が連携して「円滑な価格適正化の実現に向けた共同宣言」を実施し、発注側となり得る比較的規模の大きな県内企業等に対して宣言に基づく対応の実施を呼びかけ、「パートナーシップ構築宣言」の浸透を図っているところであるが、国とも連携しながら、一層の呼びかけや広報等を行う等により取組の浸透を図っていく。</p> <p>併せて、中小・小規模事業者が安心して事業運営していけるよう、7月13日に開設した「価格適正化と賃金アップに向けた専門家相談窓口」の周知を図りながら、価格高騰下において経営改善や成長のきっかけをつかむためのセミナーを秋に開催する。</p>
<p>15 県内企業への就活イベントについて 「とっとり就職フェア」、「とっとり企業ガイダンス」、「とっとり企業紹介フェア」について、鳥取会場、米子会場の2か所だけでなく、倉吉会場も設けること。 併せて、マッチング機会を増やすため、企業の参加について、抽選ではなく、申し込んだ全ての企業が参加できるようにするとともに、希望する企業は2会場に参加できるようにすることを検討すること。</p>	<p>県内企業では人手不足が深刻化し、就活イベントへの期待が一層高まっていることから、希望される企業の確実な参加やより多くの学生・求職者の参加を図るため、倉吉会場の設置も含めた開催日程の見直しやイベントの広報、実施方法、開催時期等のあり方について、イベントを共催する鳥取労働局や（公財）ふるさと鳥取県定住機構等の関係機関と早急に協議する。</p> <p>なお、就活イベントのうち、県予算で実施している「とっとり企業紹介フェア」については、今年度実施分（12月開催予定）から希望する企業が全て参加できるように、関係機関と調整する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>16 最低賃金について</p> <p>鳥取地方最低賃金審議会が答申し本年10月5日効力発行予定の鳥取県最低賃金900円について、生産性向上をはじめとする中小零細事業所に対する支援策の検討、事業者間取引条件の改善、県施策の強化や利活用の促進などを図るとともに、政府に対し必要な支援策及び財源措置を要請すること。</p>	<p>最低賃金については、令和5年度中の大幅な引上げを見込み、中小企業が行う賃上げに向けた前向きな取組を支援する賃金アップ環境整備応援補助金を6月補正予算で拡充したところである。国においても賃上げを支援する業務改善助成金の拡充が検討されており、労働局と連携した周知や新聞折込チラシ等による集中的な広報啓発により当該支援策の活用を促し、賃上げに対応する事業者を支援する。</p> <p>併せて、価格適正化や生産性向上に対する支援などの賃上げできる環境整備策の更なる強化を検討するとともに、県による支援策への財源措置等を国に要望していく。</p>
<p>17 農業生産資材の価格高騰対策について</p> <p>農業生産資材の価格高騰が適切に販売価格に転嫁できない農業経営の現状にかんがみ、農家の離農、廃業を防ぐため、肥料、飼料などの生産資材高騰対策を引き続き実施するとともに、政府に対し必要な支援策及び財源措置を要請すること。</p>	<p>肥料や飼料等の農業関係資材の高騰に対し、国と県で支援を行っているところであり、これらの支援を着実に実施するとともに、肥料価格高騰への国の追加対策と併せた県の上乗せ支援を9月補正予算で検討する。また、今後の肥料や飼料等の価格や国の対策の動向を見ながら、対策の継続や政府に対する支援を要請する。</p>
<p>18 教員の業務負担軽減について</p> <p>教員業務支援員の増員をすること。特に忙しい教頭、教務主任の負担軽減をすること。</p>	<p>教員業務支援員については、平成30年度の配置開始（13校）以降、配置人数を拡充しているところであり、令和5年度は64校に配置している。また、拡充に向けて国に財政支援充実を要望してきたところ、国の概算要求に盛り込まれたところであり、今後も国の動きを注視しながら検討を進める。</p>